

# 日本科学者会議 京都支部ニュース

6月号 No.376

2015年6月11日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 南館 3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名: 日本科学者会議京都支部 口座番号: 01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名: 日本科学者会議京都支部 口座番号: 14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名: 四四八(読み ヨンヨンハチ)、店番: 448、預金種目: 普通預金、口座番号: 0280018

## 目次

- ◆ 第49回京都支部大会(5/17)の報告 .....2
- ◆ JSA 第46回定期大会(5/30-31)への参加感想 .....3
- 関西技術者研究者懇談会5月例会(5/10)報告「沖縄戦の実相」 .....5
- 『日本の科学者』読書会5月例会(5/15)報告「火山噴火・土砂災害」 .....7
- 原発ゼロをめざす連続学習会(5/20)報告「原発差止め判決と憲法」 .....8
- 第11回自然科学懇談会(5/23)「核の利用と人類の生存」 .....9
- 大飯原発運転差止訴訟第7回口頭弁論法廷(5/28)の報告 .....10
- 全国シンポジウム「いま改めて考えよう地層処分」(5/31)に参加して .....11
- 6～7月の支部関連行事の案内 .....13
  - ・『日本の科学者』読書会6月例会(6/18) 6月号特集「沖縄県民の闘い」
  - ・原発ゼロをめざす左京の会連続学習会(6/24)「川内原発と火山」
  - ・原発を考える伏見フォーラム「原発事故と避難計画」(6/28)
  - ・被曝70年・核兵器のない世界をめざす講演会(6/30)「核兵器の惨禍」
  - ・第12回自然科学懇談会(7/25)「物理学史におけるマックス・プランク」
- ★ 寄稿:「裁判官にたいする批判のすすめ」(富田道男) .....14
- ★ 寄稿:「読んでください 聞いてください 須田 稔の想い」 .....16
- ◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより .....17
- ◆ 支部大会での2014年度財政報告 .....19
- ◆ JSA 近畿地区の催し物案内:「JSA 近畿 No.77.20」 .....22

### 新年度となりました。今年度会費の納入をお願いします！

5月より新会計年度に入りましたが、今年は例年になく早々と多数の会員から今年度会費が納入され、財政担当幹事としては喜んでます。引き続き会費の早期納入にご協力下さるようお願い申し上げます。支部ニュース5月号に振込用紙を同封しました。

年間会費は、一般会員: 14,400円、特別割引会員: 7,200円、家族割り会員: 4,200円、若手会員: 6,000円、若手特別会員: 4,200円です。  
(支部財政担当幹事)

## 京都支部第 46 回定期大会（5/17）の報告

支部定期大会が 2015 年 5 月 17 日（日）キャンパスプラザ 6 階龍谷大学サテライトで開催された。大会に先立ち、午後 1 時から奥野恒久氏（龍谷大政策学部・憲法学）が「岐路に立つ日本—改憲を阻止し、民主的非軍事平和主義を展望する」と題して特別講演を行った。今国会で審議中の戦争法案がいかに憲法第 9 条をないがしろにし、立憲主義を破壊するものであるかについて大変分かりやすく解説された。

3 時に大会を開始。宗川事務局長の挨拶の後、細川孝幹事と亀井成美氏が議長として選出された。出席者 28、委任状 128 で会員数 268 の過半数を超えており、大会成立が確認された。

議事は、議案書に沿い、2014 年度の活動報告の主な項目を事務局長が、会費および読書会をそれぞれの担当幹事が報告した。分会活動については分会代表者がそれぞれ報告した。鈴木幹事が 2014 年度財政報告を行い、由井浩氏が会計監査報告を行った。

活動報告、財政報告、会計監査報告に関する主な質疑・討論は以下の通り。志岐会員：JSA の活動の発想の転換が必要。特に、若手研究者について会費ゼロの会員を作ってはどうか。田中雄三会員：JSA-ACT は定期的に活動している。今、気温は急上昇しており、二酸化炭素は 400ppm に達している。今年 10 月クロアチアで第 42 回 IPCC 総会が開催される。地球温暖化防止の取り組みにぜひご協力願いたい。湯山会員：梶井会

長は NHK の会長としてふさわしくない。梶井会長が辞めるまで受信料支払いの停止に協力してほしい。

討論の後、活動報告、財政報告、会計監査報告について出席者全員の賛成で採択された。

2015 年度の活動方針を事務局長が報告した。2016 年 9 月に開催される第 21 回総合学術研究集会は京都支部が担当すること、龍谷大学を会場とすることなどが報告された。財政方針は担当幹事が報告した。これまでより緊縮財政になる見通しとのことであった。

活動方針および財政方針に対する主な質疑・討論は以下の通り。宗川事務局長：若手にはいろいろな補助がある。支部ニュースに原稿を書けば、会費がゼロになる場合もある。中村公彦会員：宗川先生が言われたように原稿を書いて会費をゼロにする。志岐会員：この活動方針は方針になっていないので賛成できない。事務局長：議案は前以て届けているので、あらかじめ修正案を出してほしかった。志岐会員：忙しくて書けなかった。JSA は研究がしたいという若手を援助すべきだ。富田代表幹事：志岐さんは具体的な対案を出すべきだ。事務局長：京都支部の方針は JSA 全国の方針に従っている。左近幹事：JSA の方針についての議論もすべきだ。JSA の議案書に疑問があれば聞いてくる。須田会員：退会・休会者に立命の会員が目立つが、理由を調べる

必要があるのではないか。具体的な拡大をどうするのか。事務局長：退会を希望する会員との接点がないので調査が困難である。左近幹事：拡大について。立命、同志社、龍谷はもっと頑張ってほしい。国立はどうにもならない。ターゲットを広げる必要がある。

討論の後、2015年度の活動方針および財政方針について採決し、反対 0、保留 1、賛成多数で承認された。

2015年度の支部幹事に上野鉄男、左近拓男、清水民子、下門直人、末満英俊、菅原建二、杉本通百則、鈴木博之、宗川吉汪、富田道男、細川孝、前田耕治、山口進次の13名が選出された。また、会計監査に由井浩氏が選出された。

全国幹事候補として左近拓男氏を、全国参与候補として志岐常正および富田道男の

両氏をそれぞれ推薦することにした。

第 46 回全国大会代議員として、鈴木博之、宗川吉汪、細川孝の 3 氏を選出した。

選出後 10 分間の休憩の間に第 1 回幹事会が開かれ、事務局長として左近氏を、代表幹事として宗川氏を互選した。

再開後、左近新事務局長が抱負を述べた。最後に、3つの大会決議、「原発の再稼働に反対し、原発の廃止を求める」、「『学問の自由』『大学の自治』を尊重する大学政策への転換を求める」、「憲法の旗を高く揚げ、『戦争法制』を葬り去ろう」が採択された。大会は 5 時過ぎに閉会した。財政報告を 19～21 p に掲載した。（文責・菅原建二）

（なお、大会発言の内容についてご意見のある方は支部事務局まで手紙 or FAX or メールでご連絡ください。）

## JSA 第 49 回定期大会（5/30-31）の参加報告

### 第 46 回 JSA 大会に出席して

宗川吉汪

JSA は今年創立 50 年を迎えた。米田事務局長の 50 期活動報告、決算報告は危機感に溢れていた。会員の減少で、このままでは早晩 JSA は立ち行かなくなる。今期は 4099 人でのスタートであった。昨年は 4186 人だったが、132 増 219 減で、退会が拡大を上回った。この傾向は今に始まったことではないが、来期は 4000 の攻防となる。

この 10 年近くは、拡大が一定進んだこともあって以前に比べて下げ幅は緩やかだった。しかし、会員の高齢化は着実に進行

し、退職会員は 6 割を超えているのが現状である。あと 5 年もすれば高齢による退会で会員数の急激な減少が始まるだろう。その時 JSA はどうなるか。

前期会計担当者が会期途中で音を上げ、今回の大会で会計監査報告ができないという異常事態が発生した。しかし、会場は、結構、楽なムードで米田事務局長の危機感を共有しなかったように思えた。

大会の討論はそれぞれ興味深いものであったが、難を言えば、それぞれの論点が散発的で、討論が深まらなかった。例えば、

最大課題の会員の拡大・減少について掘り下げた議論が必要だった。また、大学・教育問題でも、戦争法案でも、原発でも、それぞれがそれぞれの思いの言い放しで、討論の深まりがない。大会運営者は、課題を絞るべきだろう。大会が思いつき討論会で、それぞれの役者のレベルは高いが、議論を支部にもって帰って、サテ何を参考にするのかという段になると、ハタと困ってしまう。

しかし例えば、群馬支部が 11 人も拡大したという話はインパクトがあった。ちなみに二桁拡大は、群馬、東京そしてわが京都だった。二桁減は大阪、山形、鹿児島だが、明日はわが身、と思った。

今回は鋭く対立するような議論はなかったが、それでも記憶の限りでは、二つほどの対立的討論があった。一つは、大会を隔年開催にしてはどうかという私の提案に対してであった。大会経費 235 万円の節約(年間では 120 万円)、ならびに総学との組み合わせで毎年の全国交流は可能、というのが理由である。それに対して米田事務局長他から、会員交流は JSA の命で、隔年開催にしたら急速な会員減をもたらすだけ、という強力な反対意見が出された。お金があれば何でもできるが、先立つものが無くなった時はどうするか。大会の隔年開催を納得してもらうためにも、来年の京都総学で

は大会に代る会員交流の場を設定したい、と思った。

もう一つは、大会配布資料「50 期研究委員会活動報告」の「原子力問題研究委員会の報告」に対する生井参与（茨城）の批判についてであった。報告には、「委員会での議論を踏まえ、『放射線被曝の理科・社会』をかもがわ出版から出した。執筆は児玉一八、清水修二、野口邦和」という主旨のことが書いてあった。生井氏の批判は、同書では内部被曝・低線量被曝の危険性が軽視されていて、それが JSA の公式見解と世間で受け止められている、ということであった。それに対して石川の飯田代議員が、それは誤解だ、レッテル貼りの攻撃は止める、と語気を強めて反論した。それでは、誤解・レッテル貼りをしているのは「世間」ということか。これはどう見ても飯田氏の方に分が悪い。だいたい委員会での議論など踏まえていない、というのが私の接触した数名の原子力問題研究委員会委員の証言であった。個人の見解発表は自由だが、JSA や委員会の名をかたるのは止めにしてほしい。

私とて、1 年ぶりに親しい仲間と討論できるのは無上の喜びであった。JSA が今後とも長く発展していった欲しいと切に願いながら、新幹線に乗って京都に帰った次第である。

## 日本科学者会議第 46 回定期大会に参加して

細川孝（龍谷大学分会）

5 月 30 日、31 日の 2 日間、京都支部からの代議員として第 46 回定期大会に参加する機会を得た。代議員として参加するの

は初めてであったが、非常に有益であったと思う。『日本の科学者』やウェブサイトなどを通じて（不十分に）しか理解できてい

なかった日本科学者会議の魅力と重要性、そして可能性を実感できた。

実は10数年前に、鹿児島国際大学3教授解雇事件への支援を要請するために、定期大会の会場を訪ねたことはあったが、その時は議論の様子は窺えなかった。しかし、今回は2日間の議論に直接参加できたので、全国から参加している代議員の発言に励まされたり刺激を受けたりした。

ただ残念なこと(?)に、大会決議の起草委員長になってしまったため、2日目の午前中は別室で決議案の修正作業を行っており、時折聞こえてくる代議員の発言を聞くのみであった。この時間帯は議論に参加することが叶わなかった。しかし、これはわたしの理解不足に起因したことであり、本来は2日目の議事開始の時点で決議案の修正案が会場に配布されるものであるとのこと。初日の夜に開催された50周年記念レセプションに参加してのんびりしてしまったことを反省している。

他方で、起草委員会への参加は、日本科学者会議の活動についてより深く学ぶ機会

でもあった。それは、決議案に対する代議員からの厳しい指摘を通じてである。内容や字句についての提案を決議に反映させていくことを通じて、日本科学者会議の活動について再認識した思いがしている(ただし、今回の決議は余り「もめる」ものは含んでいなかったとのこと……)。また、低線量被ばくをめぐる代議員の発言とこれに対する別の代議員の発言(反論)もわたしにとっては刺激的であった。

全国からの参加者の中には学会・研究会の仲間、大学院時代の友人や大学時代の恩師の姿もあった。また、定期大会を通じて新しく面識が生まれた会員もいる。人間的なつながりという点でも2日間は有益であった。先に述べた起草委員長の経験を含めてである。

来年9月には京都で第21総合学術研究集会を開催する(この点については、代議員として発言した)。これに向けて、実行委員会の一員として力を尽くしていくことと、『日本の科学者』を積読しないで毎号しっかりと読むことが、京都に向かう新幹線の中で決意したことである。

## 関西技術者研究者懇談会5月例会(5/10)の報告

### 私が見てきた沖縄戦の実相と米軍基地

日時：2015年5月10日(日) 15時30分～18時

場所：JSA大阪事務所

参加者：11名

出口幹郎氏 私が見てきた沖縄戦の実相と米軍基地

—軍隊は決して住民を守らない。ヌチドゥタカラ(命こそ宝)—

#### 要旨

沖縄の人々は、沖縄戦だけでなく、その後も米軍の基地建設・演習・事故・犯罪などで想像を絶する苦難の道を歩んできた。その実相を知るため、2009年と2010年に合計2週間、慶良間諸島・伊江島・沖縄本島の戦争遺跡、資料館、普天間飛行場、辺野古座込みメ

ント村、4.25 県民大会などに行って撮影した写真が紹介され、辺野古新基地建設事業の内容についても紹介された。

日本の敗戦が色濃くなった 1945 年 4 月、米軍は味方の猛烈な攻撃（鉄の暴風）の下、沖縄に上陸した。沖縄守備軍の兵員約 10 万人に対し、米軍の兵員は上陸部隊が 18 万 2 千人、後方部隊を含めると 54 万 8 千人であった。沖縄戦で軍人はもちろんのこと、県民約 60 万人の 4 分の 1 にあたる 15 万人が犠牲になった。座間味島や伊江島、宜野湾市、西原町などの激戦地では住民の半数が犠牲になったところもある。住民は防空壕やガマのような天然の洞窟に避難したが、スパイと疑われて殺されたり、集団自決（強制集団死）を強いられ、多くの人々が犠牲になった。沖縄の人々は軍隊に裏切られた。

米軍は、上陸直後から基地を建設しただけでなく、1952 年のサンフランシスコ講和条約で沖縄を日本から分離して統治することが決定した後、米軍布告 109 号「土地収用令」によって、米兵による土地の強制収用が始められた。1972 年の本土復帰後は、「銃剣とブルドーザー」に代わって「日米安保条約と地位協定」をはじめ「公用地使用暫定措置法」「地籍明確化法」「米軍用地特借法」などの法の名の下に土地が強制収用されていった。沖縄が自ら土地を提供したことはないのである。

沖縄は、いま辺野古新基地建設問題で試練に立たされているが、昨年の名護市長選・名護市議選・沖縄県知事選・衆議院総選挙で示された力強い民意がある。政府は、民意を尊重してボーリング調査を即刻中止し、きれいな辺野古の海の埋立てを白紙に戻すべきである。

沖縄県平和祈念資料館で見た一文「・・・戦後このかた 私たちは あらゆる戦争を憎み 平和な島を建設せねば」と思い続けてきました・・・」が脳裏から離れない。

## 討論

- ★慰霊碑が沢山あるが、碑には軍人だけでなく民間人の氏名もすべて記されている
- ★朝鮮(韓国)人の慰霊碑や慰安婦として亡くなった女性の碑もある
- ★「平和の最大の敵は無関心である」「戦争の最大の友も無関心である」(阿波根昌鴻さんの言葉)
- ★石垣島の住民は中野隊に追い払われて、マラリアにかかって死んだ
- ★2012 年 9 月の「オスプレイ配備に反対する県民大会」には 10 万 1 千人が集まった
- ★「日本を取り戻す」という日本の中に沖縄が入っているのか

## これからの日程

6 月 14 日(日) いわゆる「アナンド・グローバー氏の国連報告書」について

―国連「健康に関する権利」特別報告書 アナンド・グローバー氏の

日本への調査に関する調査報告書の紹介― 久志本俊弘 氏

(文責・山口進次)

## 「日本の科学者」読書会 5 月例会 (5/15) の報告

### 相次ぐ火山噴火・土砂災害に向き合う

標記例会が 5 月 15 日 (金) 3 時より支部事務所で開催された。参加者は 7 名であった。今回は 5 月号特集《相次ぐ火山噴火・土砂災害に向き合う》の中から及川輝樹「噴火災害から学ぶ―御嶽山 2014 年噴火」、岡田弘「的確な監視と警戒による火山災害軽減史から学ぶ―有珠山と御嶽山噴火のコミュニケーション考」、山本春彦「2013 年台風 26 号により伊豆大島で発生した豪雨の特性と土砂災害」の 3 篇を取り上げた。なお、越智秀二「2014 年広島土石流災害―巨礫を形成した土石流の地質学的背景」をも予定していたが、担当者との連絡が不十分で取りやめた。及川論文および岡田論文は古儀君男氏、山本論文は鈴木博之氏が紹介した。内容の要約は以下のとおりである。古儀氏は岡田論文を最初に紹介したのでその順番で取り上げる。

岡田論文は、2014 年の御嶽山噴火による災害が、火山災害の減災史のどこに位置しどう評価されるべきかについて明確にしている。すなわち、2 度の大災害 (1902 年ブレー火山と 1985 年レイス火山) を経験したユネスコや国際火山学会は火山噴火による災害への対応策として、①ハザードマップでのリスク共有、②適切な監視・観測、③的確なコミュニケーションによる警戒・避難対策、を提唱した。日本でも、1991 年の雲仙岳の火砕流災害などを経てようやく科学者、行政、メディアによる減災共同ネットワークが構築されるようになった。有珠山噴火への対応は、1995 年防災マップの全

戸配布に始まり、多彩な取り組みの中から官学民の減災協働が構築された。2000 年の有珠山噴火の際には、北大観測所が地震回数の僅かな増加を捉えてから噴火するまでに 5 日しかなかったが、減災協働が立ち上がり、気象庁や各関連官庁、メディアなどへの迅速な連絡・支援が遅滞なく機能し、噴石が道路、幼稚園、民家、畑地を襲ったにも拘らず、事前避難 (1 市 2 町) により死傷者は皆無であった。官学民の減災協働は大きな成功を収めた。これに対して、御嶽山では監視観測、ハザードマップが整備され、減災連携対策も始まっていたにも拘らず、2014 年の噴火による大きな人的被害を防げなかった。著者は、この原因は危機感を伝えるべきコミュニケーションに失敗したことにあるとしている。モニタリングのベテラン研究者ならば観測データから噴火の前兆に気付いたはずなのに、気象庁は見逃した。各火山ごとに活動を常時観察し噴火の前兆などを読み取れるホームドクターの養成が必要としている。

及川論文は、水蒸気噴火の詳細、特に、予知・予測が困難であること、御嶽山の噴火史、最近の活動に触れた後、2014 年御嶽山噴火について以下のように記述している。気象庁は、9 月 9 日に山頂直下での地震活動が活発化したのを受けて、翌日 10 日に火山解説情報を発表し、地元自治体や山小屋に注意を喚起した。しかし、地殻変動が観測されなかったので、「噴火警報レベル 1、平常」とした。ところが、27 日複数火口か

ら噴火、低温火砕流と噴石が山頂部の登山者を襲った。しかしながら、及川論文は、気象庁が警報を「レベル 1、平常」として継続したこと、事前に適切な避難指示を出せなかったことについては、岡田論文とは逆に、気象庁を問題視していない。むしろ、今回の噴火で、「現在の観測体制や技術では事前に適切な避難指示を出せないことがある」という事が明確になったと述べている。その上で、登山はリスクを容認する文化であり規制強化はそぐわない。身を守るためには、個々人が火山に対する理解を深める必要があるとし、そのための具体的な方法を列挙している。また、シェルターは万能ではなく、景観も損なわれるので、拡充は必ずしも望ましくない。むしろ、山小屋の強化・整備が重要であると著者は述べている。

山本論文は、2013 年台風 26 号に伴う 24 時間積算降水量 824mm（10 月 15 日 8 時～16 日 8 時）という激しい豪雨により、伊豆大島の神達・元町地区で三原山西側斜面

に発生した大規模な土砂流災害の詳細、特に雨量との関係について述べている。土砂流の発生は 2 時 30 分ごろであり、大雨のピーク時に一致する。土砂流の崩落源頭部は 1338 年の火山活動によるスコリア丘の分布とほぼ一致し、24 時間積算降水量の分布図でも、このスコリア丘近辺の降水量は土砂流発生時に最大であった。30 度弱の急斜面のスコリア丘堆積土層が崩落し下流の地区を襲ったと推定される。土砂主流の流下距離は 2,400m、被害幅は 450m と見なされる。伊豆大島では、火山災害に対する防災計画が主体で、土砂災害に対して十分な防災計画を立案していなかったことが、被害を大きくした要因の一つであると推測される。論文紹介者の批判的見解；降水量の時間変化の経過報告があるだけで、神達・元町地区に雨が集中した理由および誘因としての地質の分析が殆どない。また、カラーを白黒にコピーした写真では何も分からない。このような写真は使用禁止にすべきであろう。（文責・菅原建二）

## 原発ゼロをめざす連続学習会（5/20）報告

### 福井地裁の原発差止め判決から憲法を考える

宗川吉汪氏

上記学習会が 5 月 20 日（18：30～21：00）京都教育文化センターで開催された。宗川が報告した。参加者は 25 名。以下、要旨。

昨年 5 月の福井地裁の大飯原発稼働差止めを命じる判決、ならびに今年 4 月の高浜原発の再稼働を認めないとする仮処分決定は、歴史に残る名判決になるだろう。判決では、国民の人格権は日本の法制上最高の価値をもつ、人格権を脅かすものは、戦争、

自然大災害以外では原発事故においてない、だから原発は稼働してはならない、とされた。

人格権とは、国民ひとりひとりの生命、精神、身体、生活にかかわる権利であり、日本国憲法第 13 条にもとづく。憲法が規定する日本の国の姿は、まず国民個人があって、その集合体としての国がある。国民が主人公、国民主権、主権在民、これが国の形である。

個人の尊重は、国民個々人のもつ生命、自由、幸福追求の権利の尊重であり、人格権の尊重である。人格権の尊重は、国民の基本的人権の保障につながる。戦争放棄を定めた第9条もこの人格権にもとづく、とみることができる。

一方、2012年4月に自民党が発表した憲法改正草案では13条の「個人」が「人」に、「公共の福祉」が「公益及び公の秩序」にかえられた。「個人」は、個性をもった国民ひとりひとりを意味する。個人が「人」になると、国民は十把一絡げにされて個性を失う。個人には「顔」があるが、人には「顔」がない。

「公共の福祉」とは、個々人の自由と権利を保障するために互いにガマンするところはガマンしようということで、同時に、暴動で自由・権利を主張することは許されない、ということである。それに対して、

自民党憲法草案にある「公益」とは「国家や社会全体の利益」のことで、「公の秩序」は「国家の定める秩序」のことである。国民の基本的人権である自由と権利を国家統制のもとにおくことを意味する。デモや街宣は、国が気に入らないとなればいくらでも禁止できるということで、基本的人権は消しとんでしまう。

日本国憲法は人格権に基礎をおく。「国民が主人公」で、国には国民の人格権を尊重しそれを守る義務がある。自民党憲法草案では、「お国が主人公」で国民はお国のために尽さなければならない。安倍自民党のめざす「美しい国」とは、天皇を元首にして、国民を国に従わせ、国防軍で再び強い日本にすることである。自民党案では、97条（基本的人権の本質）が削除された。さらに99条（憲法尊重擁護義務）が改変されて立憲主義が否定されている。

## 第11回自然科学懇談会（5/23） 楽友会館

### 「核の利用と人類の生存は？」

加藤利三氏

#### <講演要旨>

#### 1) 日本の核導入と原水禁運動

55年の日米原子力協定（以下、協定）で核物理学研究が解禁され、まもなく動力炉協定に政策転換がなされる。湯川がこれに抗議して原子力委員を辞任し、57年以後、原子力政策に関与する科学者は工学者のみという体制で現在に到る。学会会議は原子力平和利用三原則を主張。54年の第5福竜丸被曝事件を契機にはじまる原水爆反対運動は、核廃絶、反戦、米軍基地反対運動などへ発展した。日本の平和運動には、「加害者責任からの運動は殆どない」のが大きな特徴である。

#### 2) 原爆と原発は双子の兄弟

原子炉はプルトニウムを生産する装置でもあり、原発と核兵器は切り離せない関係にある。

#### 3) 日本の原発政策と日米原子力協定 再処理路線（非核保有国で日本のみ）

68年の協定改訂で、「個別同意方式」による燃料再処理が認められ、日本は核兵器製造の潜在能力を得た（外交防衛大綱：極秘）。以後、米国では、原発の採算性、米、ソでの事故のために推進が減速し、79年以来新設がない。一方、日本では、「安全神話」のもとに74年の電源3法整備で推進。88年の協定改訂で「包括処理」が認められ、

日本は非核保有国唯一のプルトニウム生産が可能国となり、再処理路線を邁進。12年、原子力基本法および宇宙開発基本法に「安全保障に資する」が挿入されて非核3原則が空洞化。現在日本が生産可能なプルトニウムは原爆 5,500 発(講演者から後日訂正)相当。

#### 4) 原発過酷事故の教訓 米アイダホ, スリーマイル, チェルノブイリ, 福島

米, ソともに、事故の対処には軍があたった。日本では、破局に際して、対処の命令権、対処可否判断の責任の所在が明確になっていないことが明らかになった。この無策は、「平和国家」の「平和利用」の「安全神話」のゆえである。原発の挙動が解らない状況下での住民避難も課題である。さらに、一旦始まった暴走を止める(制御する)能力が人間にあるかも問われる。

#### 4) 人類の生存: 湯川の危惧: 自然の自己調節機能. 「---人類は静かに消える方がよい---」

湯川は、科学には、原爆はもとより、人の意識の制御のような幸福か不幸かわからないもの、あるいは、制御不能な環境破壊を生み出すような、要素があると考え、人類の生存には、自然界の自己制御システムのように科学技術研究の規制が必要かも知

れない、あるいは、人間中心主義を相対化し、「人間は静かに消えて行くのがよいのかも知れない」とも考えた。「成長の限界」(ローマクラブ)、「科学の限界」(池内)などはこの思想の系譜に属する。これに対して、武谷は、「目的は人類の幸福とはっきり持って、科学の科学的適用でないといけない。」と述べている。

講演者の立場は次のようであった。科学は価値中立であるが没価値ではない。研究成果の技術的悪用がないよう努める社会的責任が科学者にある。現代は、科学と技術は境界が連続的になり、科学技術と呼ばれ社会的利用が重視され、企業、国家からの資金提供を通して介入が強まっている。利潤追求、国益追求によって社会悪を広げている責任者は誰かを問い、真犯人を隠さないことが必要である。

<討論>では、講演者の立場に賛成するいくつかの発言があり、「科学技術の研究は人々のためになされるべき。社会科学、哲学の進歩が必要。」「科学技術という言葉は戦前戦中の総動員体制のために作られた日本独自のもので、現在また総動員体制が敷かれつつある。」などがあった。参加者は18名であった。

(文責・大谷 浩)

### 大飯原発運転差止訴訟第7回口頭弁論法廷(5/28)の報告

去る5月28日(木)午後2時から京都地裁大法廷で標記裁判が開かれました。例によって被告側は空席がありましたが、原告・弁護団席と傍聴席はびっしり満席でした。

前回口頭弁論(2015.1.29)終了後に弁護

士会館で開かれた報告集会において、弁護団事務局長から、やはり終了直後に開かれた裁判所・原告・被告三者の進行協議の様子が報告されました。それによると、原告・被告双方とも法廷に出すものは今回の第7回に全て出すことになっていたのに、原告

側からは第9から第13の5通の準備書面が提出されました。被告側からも答弁書が提出された模様ですが、要旨等の弁論は例により全く行わないので詳しいことは判らずじまいでした。準備書面の要旨の口頭弁論は森田基彦、毛利 崇、岩橋多恵および渡辺輝人の4弁護士が行いましたが、大飯原発の水素爆発防止対策が規制基準の条件を充たしていないことや原発の持つ根本的な危険性を仕組みや構造の面から指摘・例示しながら大飯原発がかかえるぜい弱性を明らかにしました。また、国や原子力規制委員会が規制権限を行使しなかった違法性を述べ、福島第一原発事故に伴う避難、コミュニティの崩壊、除染状況、廃炉の困難性、核のごみの問題などを指摘したのち、

最後に、自然代替エネルギーの可能性を提案しました。

本訴訟と損害賠償請求訴訟の両方の原告で福島市から京都へ避難している菅野千景さんが最後に意見陳述をしました。避難するときの状況から始まり、平穏な生活をまるごと破壊された経験から原発を告発するもので、聞く人の心を揺さぶるものでした。彼女の陳述が終わると、期せずして傍聴席を中心に大きな拍手が沸き起こりました。

裁判長が次の口頭弁論を、10月20日(火)14時から開くと宣して閉廷しました。閉廷後に弁護士会館で開かれた報告集会は満席で、しばらく立ち聞きしていましたが、カンパをした後、途中で退室しました。

(大飯原発訴訟原告団世話人・富田道男)

## 全国シンポジウム「いま改めて考えよう地層処分」in 大阪 に参加して 小林芳正

2015年5月31日、標記のシンポジウムに参加した。これまで日本原子力研究開発機構(Japan Atomic Energy Agency, 略称: 原子力機構, JAEA)などによる東京および瑞浪での一般公開の「情報・意見交換会」に出席したことがあるので、今回も似たような会合ではないかと思って参加してみたが、雰囲気は違っていた。

今回の全国シンポジウム・シリーズは、今年4月25日の原子力発電環境整備機構(Nuclear Waste Management Organization of Japan, NUMO)の発表によると、これまで地層処分地への立候補を待っていたが、立候補は全くなく、処分地選定調査に着手もできていないことを反省し、国NUMOが、情報提供等を積極的に行い、全国的に広く

意見を求め、理解や信頼を得ていくことの重要性を考えて企画されたものである。原子力発電環境整備機構とは、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づいて設立された法人で、日本原子力研究開発機構に属する東濃地科学センターなどとは性格を異にする機関である。

雰囲気の違いは、一部、主催者の性格の違いから来たのかもしれない、あるいは政府がいよいよ腹をくくって始めた会だったからかもしれない。演者も参加者も、これまでの集会とは違っていた。これまでの「情報・意見交換会」の演者は、日本原子力開発機構 JAEA などの研究者だったが、今回は、1)ジャーナリスト、2)大学教授、3)経済産業省大臣官房審議官、4) NUMO 理事

長等であり、参加者は、これまでは仕事を求めて集まった多数のコンサルタント等の業者と関連分野の少数の学者だけだったのに対し、もっと広い分野から集まった印象だった。

シンポジウムは、東京、高松、大阪、名古屋、広島、仙台、札幌、富山、福岡の全国9都市において、5月23日から6月28日にかけて開催されることになっており、大阪シンポジウムはその第3弾である。会場の大阪科学技術センター大ホール（定員294名）は、13時30分からのシンポジウムなのに、13時過ぎにはほぼ満席となった。

プログラムは、森本敏氏（拓殖大学特任教授、専門は安全保障、元防衛大臣）の基調講演に続いて、NUMO 理事長の近藤駿介氏（東大名誉教授、専門は原子力）の政策・事業の説明があり、ここでいったん休憩。第2部で、谷口学（共同通信社、元論説委員）、吉田英一（名大教授、専門は地質学）、吉野恭司（経産省大臣官房審議官）氏ら、および近藤駿介 NUMO 理事長によるパネルディスカッションが行われた。司会はフリーアナウンサーのむかいさとこ氏。このパネルディスカッションは、事前にちゃんと準備が出来ており、このシンポジウムへの参加申し込みの際に集められた質問に各パネルメンバーから回答がなされる形式で始められ、1.5 時間中の1時間近くがこの回答で費やされた。その質問は、地層処分についてあまり知らない初歩的質問が大半だったから、質問に答えるという大義名分で NUMO はしっかり自己宣伝の機会が与えられた。どの質問にどのパネルメンバーが回答するか、の打ち合わせも出来ており、説明者はちゃんと説明用のスライドを用意

していた。そして最後に残る30分で初めてフロアからの質問が許され、合計4名が質問した。質問者はおうむね引退後と思われる高齢者で（あるいは業界幹部の現役人も含まれていたかもしれない）、質問内容はいくつ初歩的なものから、今回の NUMO の企画を評価する発言など、あまり手ごわい批判的意見はなかった。

以下、シンポジウム全体についての筆者の概括と感想を述べたい。

森本敏氏の基調講演：日本のエネルギーは海外依存が高い；21世紀前半はエネルギー争奪が激しくなるだろうなど、主にわが国で原子力は大切だといったかったらしい。

近藤駿介 NUMO 理事長の政策・事業の説明は地層処分概論で、関心のある人なら大抵知っている程度の内容だった。だが、すでに大量に蓄積されている高レベル放射性廃棄物を、何とかしなければ…という、専門家としての悩みは伝わってきた。

後半のパネルディスカッションでは、上述のように、事前に寄せられた質問に、パネルメンバーが順に答える形式で始められた。メンバーの発言中、地質学者の吉田英一氏の発言がいちばん気になった。彼は、日本の地質も変動もよくわかっている；（ガラス固化体の）ガラスに取り込まれた物質は安定だ（古代のガラスも色が抜けていないではないか！）；瀬戸内海の花崗岩に液化 L P G を安定に水封する技術がある：オクロ天然原子炉で U 235 は 20 億年も閉じ込められていた等々、私がかねてから問題と感じている、JAEA の研究で支配的な楽観的（過ぎる）視点が堂々と開陳された。この人物はいったい誰なのか？ 後で調べたら、日本学術会議の 2012 年 9 月 11 日報告

書「高レベル放射性廃棄物について」に対して、すぐさま反論を発表した日本地質学会の「地質環境長期安定性研究委員会」委員長だった。基本的に原子力ムラの代表的研究者の一人だろう。

経産省大臣官房審議官、吉野恭司氏の発言は、このシンポジウムを発想した当事者だから当然かもしれないが、いま原発をやめても、何とかしなければならぬ高レベル放射性廃棄物は大量にあり（17,000トン）、これを現世代でなんとかしたいと切々と訴えるものだった。

ジャーナリストの谷口学氏は、いくらか批判的な雰囲気もないではなかったが、鋭い突っ込みはなく中立的な評論家的立場に終始し、パネルディスカッションでの存在感は希薄だった。司会のむかいさとこ氏も、打ち合わせ通りに無難に議論を進めただけで、彼女の立場は不鮮明だった。

以上をまとめると、このシンポジウムは、すでに述べたように、これまでの意見交換会とは性格が異なっており、国として何とかしなければ…という意気込みが感じられ、一部の演者の個人的性格も手伝って、ある意味で気合の入った集会だったといえよう。

しかし、そこには明らかな限界も感じら

れた。なぜならすでに破たんしていることが明らかな、使用済み核燃料の再処理政策を見直す気配はまったくなく、また原発を推進したいのか、削減したいのかも明らかでなかったからである。これは原子力政策の根幹には手を触れずに、高レベル放射性廃棄物だけはなんとかしたいという虫のよい計画であり、たまたまこの問題解決の衝にあたっている当事者である経産省大臣官房審議官とかNUMO理事長とかだったから熱意が感じられ、これまでの単なる研究者の発表と違っていただけなのである。そして、その説くところは結局、高レベル放射性物質のような負の遺産を、後世に残していいのかという、国民の道德観に訴える内容になっていた。その考え方は立派なことかもしれないが、また犠牲になる地域には「敬意と感謝の念」、「社会としての利益還元の可能性」を共有しようという姿勢も（吉野氏）、最終処分地決定の手順自体は、従来の立候補を待っていた時と同じで、ただそれを国が主導的に行うところが違うだけなのだから、結局は補助金に物を言わせて推進されてきた原発立地の二番煎じに堕するのではないかという不安を禁じえなかった。

## 6～7月の支部関連行事の案内（JSA近畿も参照）

### 1. 『日本の科学者』6月読書会

日時：6月18日（木）15：00～17：30

テーマ：『日本の科学者』6月号特集「沖縄県民の闘い」

担当：新崎論文：宗川／秋山論文：菅原／村上論文：山口

### 2. 2015年度第2回幹事会

日時：6月18日（木）18：00～20：00

### 3. 原発ゼロをめざす左京の会・第15回連続学習会

日時：6月24日（水）18：30～20：30

場所：京都教育文化センター（京大病院前）205号

テーマ：原発と火山---川内原発再稼働の危険性

報告者：古儀君男氏

（京都支部と共催）

#### 4. 被曝70年・核兵器のない世界をめざす講演会

日時：6月30日（火）18：30～20：30

場所：ハートピア京都

テーマ：核兵器使用がもたらす惨禍と非人道性

---NPT再検討会議を受け、私たちは何をするか

講演：藤森俊希氏

主催：核兵器廃絶への道をひらく 2015年NPT再検討会議に向けた

京都からのアクション

（参加希望者は宗川まで連絡ください [sokawa@snr.kit.ac.jp](mailto:sokawa@snr.kit.ac.jp)）

#### 5. 自然科学懇談会

日時：7月25日（土）13：30～15：30

場所：楽友会館

テーマ：19～20世紀交代期の物理学の展開における Max Planck

報告者：井上隆義氏（科学史，元岩手大学）

#### 6. 原発を考える伏見フォーラム主催「原発事故 + 避難計画」のご案内

JSA 龍谷大学分会も参加する「原発を考える伏見フォーラム」が主催して、「原発事故 + 避難計画」と題した催しが、以下の要領で開催されます。JSA 会員のみなさまのご参加を呼びかけます。

・日時：6月28日（日）13:30～16:30（開場 13:00）

・場所：龍谷大学深草学舎 22号館2階201教室

・内容：守田敏也さんの講演「原発からの命の守り方」と質疑応答

避難者のお話（目黒とみ子さん，双葉町～宮城県に避難）

宮津市の中間貯蔵施設建設問題のお話（宇都宮和子さん）

原発関連でのとりくみ報告，交流など

・主催：「原発を考える伏見フォーラム」

・連絡先：京都南法律事務所内 ふしみ「原発0」パレードの会

溝江さん（電話：075(604)2133）

（文責：細川孝）

寄稿： — 裁判官に対する批判のすすめ —

富田道男

司法権・裁判所，特別裁判所の禁止および裁判官の独立について規定する日本国憲

法第76条は，その第3項において「すべて裁判官は，その良心に従ひ独立してその

職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」として、その職権行使の独立性を謳っている。さらに裁判官は、日本国憲法第78条において、「裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。」とその身分が保証されている。

これらのことを踏まえると、裁判における裁判官の良心というものが判決内容に極めて重要な意味を持つことが判る。一般に良心は、善を命じ悪を退ける個人の道德意識（広辞苑）とされているが、日本国憲法の条文に記されている良心においては、退けるべき悪は、国民の基本的人権や幸福追求権・生活の安全を侵害する事物でなければならない。したがって裁判所の判決に対する批判は、担当した裁判官の良心の在りように対する国民的批判として行うことが、司法の独立性と民主主義を担保するうえで欠かせない要件であると考ええる。また同時にそれは、公の弾劾によらなければ罷免されないという強固な身分保障を有する裁判官に対する国民の訴え方の一つでもある。

裁判における判決は、事件を担当した裁判官により裁判所の判断として法廷において被告・原告に言い渡されている。例えば、福井地方裁判所に提訴された民事事件「平成24年(ワ)第394号および平成25年(ワ)第63号の大飯原発3、4号機運転差止請求事件」では、これに対する2014年5月21日の判決文において、事実及び理由の説明の最後に“第4当裁判所の判断”の見出しでの記述がある。すなわち事件を担当した樋口英明裁判長ほか2名の裁判官の判断

が裁判所の判断であることを示している。

わが国の原発裁判において、設置許可取り消しを求める当初の行政訴訟は、原子炉等規制法に基づく原発設置の安全基準を満たしているとの被告側の主張に対する反証の困難さから、ことごとく敗訴し、1970年代以降、我が国では原発設置が急速に進み、2010年までに54基もの原発が建設され稼働してきた。しかし2011年3月の東京電力福島第一原子力発電所における原子炉1号機から3号機までの炉心溶融により、過酷事故は起こらないとしてきた安全神話が崩壊し、高度に専門的な科学技術的知見に基づくとされた安全基準が実は安全を保障するものではなかったことが実証され、規制体制ともども見直しされたことは記憶に新しい。

しかし2013年に見直され施行された新規規制基準は、規制委員会委員長がいみじくも公言したように、“基準を満たしているからと言って安全であるというわけではない”という“しろ物”である。とりわけこれまでの原発審査に用いられた基本的な指針類の中で、事故に際して公衆を放射線被曝から守るための立地指針が新規規制基準では除かれている。その理由は、既設の原発の中には、島根原発の様に10km圏内に県庁など松江市の中心部が入り、立地指針を満たし得ないものがあるからであろう。

行政が設けたこのように恣意的な規制基準が果たして国民の安全を保障し得るのかということについての検証を行わなければ、裁判官が良心に従って職権を行うことにはならないのではないだろうか。川内原発の運転差止仮処分申請を、鹿児島地裁の前田郁勝裁判長は、新規規制基準は専門家の審議

で定められ不合理な点はないとして棄却した。しかし裁判官たる者、良心に従って国民の安全に対する責任を果たすためには、専門家の審議内容はもちろん規制基準の根拠となる行政法の在り方にも立ち入って、これらが退けるべき悪に当らないことを自ら検証する必要があるのではないのか。その意味で担当裁判官の良心の在りようは、厳しく非難されなければならない。

また、裁判制度の改革など司法制度改革が1999年から取り組まれたが、その中で民事司法制度の改革として裁判の充実・迅速化・計画審理など9項目の改革点が挙げられている。その中に“司法の行政に対するチェック機能の強化”がある。しかし、

原発の運転差止という民事裁判に関する限りでは、これまでのところ、元福井地裁の樋口英明裁判官が憲法に則して原子炉等規制法に基づく規制基準の妥当性をチェックした以外に、“司法の行政に対するチェック機能の強化”を実践した裁判官は見当たらない。

法科大学院制度、裁判員制度など司法制度改革で取り入れられた改革の幾つかが、実践の中でその妥当性を国民に問いかけている。平和で豊かな暮らしの実現を目指して、このような司法制度に係る諸問題への積極的な発言が期待されているのではなかろうか。(大飯原発差止訴訟原告団世話人)

寄稿：

読んでください 聞いてください

須田 稔の想い

2015・6・4記

生きてるって 人間であるって 奇蹟ですね  
形も色も味も 様々在ると感じることができる  
言葉を覚えて 聞き読み 笑い 泣くこともできる  
痛がったり 苦しんで人を見ると 胸がつまる  
楽しくて明るく笑う人を見ると 胸が熱くなる  
大事な人を亡くしてつらい思いでいる人を見ると  
誰もが避けられない定めだけれど 胸が裂ける  
理不尽なことには怒りを覚え 抗議を表明できる

あの15年に及ぶアジア太平洋戦争。

僕が生まれてから中学2年生までがこの戦争の時代。  
日本の軍隊は「皇軍」と呼ばれていました。

天皇陛下を「お守りし、忠義を尽くすべき」軍隊。  
20歳になった6歳上の兄が召集令状を受けて、

『祝出征 須田久重君』『祈 武運長久』の二本の幟、  
日の丸の紙の小旗を手に『国防婦人会』の襷掛の女性、  
「勝って来るぞと勇ましく 誓って国を出たから

にや 手柄立てずに死なれよか 進軍ラッパ聞く度  
に まぶたに浮かぶ旗の波」。「露営の歌」を大声で。  
「手柄」？「敵をやっつけること」。良心の呵責なし。  
「敵兵を殺す 敵の領土を奪う 建物を壊す」こと。  
戦場へ行く目的は殺人・強盗・放火・略奪・破壊。  
天皇陛下のため 大日本帝国のため それは祝い事、  
誇るべきこと 名誉 死しては英霊と崇められ  
靖国神社にカミとして祀られる、僕も兄につづこう。  
天皇陛下はアラヒトガミ 人間の姿をしたカミサマ。  
戦場で死ぬことが最も崇高で美しい生き方と教育された僕は嗚咽する母を「非国民！」と睨み付け  
僕は人間の姿をした無知蒙昧の傀儡に育っていた。  
アジア人2000万人 日本人310万人が殺され  
戦死した皇軍兵士230万のうち140万が餓死だった。  
加害者であり同時に被害者 日本人皆がそうだった。  
戦争を計画し 発動し 指揮した大臣と将軍と  
武器商人=軍需産業経営者 彼らだけが戦争犯罪人

で戦火の恐怖も知らず 戦禍の悲惨に号泣しもせず.

2001年10月7日, アフガニスタンを,  
2003年3月20日, イラクを空爆始めたアメリカ.  
この二つの戦争の帰還米兵 200 万人以上  
このうち 60 万人が PTSD

〈心的外傷後ストレス障害〉を患い  
年間 8000 人も自殺しているというのです.  
戦場で生命を奪われる恐怖と不安  
生命を奪ったことの罪責感と苦悶.  
自衛隊員が 2001 年から 2010 年まで,  
海・陸・空あわせて延べ 2 万 2530 人  
インド洋とイラクに派兵され  
2013 年度の自殺者 76 人 2970 人に 1 人,  
2014 年度の自殺者は全国で 2 万 5427 人,  
5000 人に 1 人の割合 自衛隊員は 2970 人.  
戦死傷だけではないのですね 犠牲者は,  
それに遺族の悲痛 恋人の苦しみ もありますね,  
友人知人の嘆き 寂しさ 戦争の惨禍は無限です.

戦争と言わず「自衛権の発動」「集団的自衛権の行使」,  
戦争推進／支援と言わず「積極的平和主義」,  
アメリカと共同しての戦闘と言わず「国際協調」,  
兵站と言わず「後方支援」まるで戦場と無縁みたい.  
日米新ガイドライン＝軍事指針で logistic support  
「兵站支援」を「後方支援」と日本語訳.

「兵站」は「作戦軍のために、後方にあつて連絡・交通を確保し、車両・軍需品の前送・補給・修理などに任ずる機関・任務. ロジスティックス」と『広辞苑』ほかに傷病兵の医療、通信情報など、戦闘遂行に不可欠な活動をいうのだ.

つまり、「非戦闘地域」でないところでの『兵站』は戦争行為であり 軍事攻撃の目標になるのだ.

「武力の行使と一体でない後方支援」とする首相は国際常識からも国際法からも成り立たない、詭弁. レトリックを詐術として駆使して主権者を騙す、日本国憲法を独善的に解釈して改竄を強行する暴力.

「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」

1. この法案策定までの手続が立憲主義、国民主権、議会制民主主義に反し、法案の内容が憲法 9 条その他に反する.

2. 法律の内容が憲法 9 条その他に反する.

- (1) 歯止めのない「存立危機事態」における集団的自衛権の行使,
- (2) 地球のどこでも米軍等に対し「後方支援」で一体的に戦争協力,
- (3) 「武器等防護」で平時から米軍等と「同盟軍」的關係を構築

これは 6 月 3 日に発表された「安保関連法案に反対し、その速やかな廃案を求める憲法研究者の声明」の柱なのです.

## ※※※※支部幹事会・ワーキング会議だより※※※※※

2015 年度第 1 回幹事会（5 月 17 日）および第 1 回ワーキング会議（6 月 5 日）の報告

2015 年度から従来の事務局会議の名称をワーキング会議と改めた. 事務的作業の会議であることを明確にするのが目的である. なお、文中の敬称は省略させていただきました.

### 1. 2015 年度の支部代表幹事、事務局長および担当幹事の決定

代表幹事：宗川、事務局長：左近

会計幹事：鈴木・山口，ニュース担当幹事：下門・菅原・鈴木，  
読書会担当幹事：菅原，HP担当幹事：末満

## 2. 幹事会とワーキング会議の任務分担

|               | 幹事 | ワーキング |
|---------------|----|-------|
| 研究会・分会活動      | ○  |       |
| 全国・地区活動       | ○  |       |
| 情勢            | ○  |       |
| 入会審査          | ○  |       |
| 拡大            | ○  | ○     |
| 支部行事企画        | ○  | ○     |
| 会計報告          | ○  | ○     |
| 名簿管理          |    | ○     |
| 支部ニュース・京都の科学者 |    | ○     |
| ホームページ        |    | ○     |

## 2. 支部現況

一般会員（特別会員，家族割り特別会員を含む）：242

若手会員（若手特別会員を含む）：26

読者：3

休会会員：3

## 3. 会員拡大

2014年度（2014.5～2015.4）の会員異動は，16増18減で270から268に減少した。

内訳は，新入13（一般9，若手4），転入（一般3），退会13（一般10，若手2），死亡1，  
転出（若手2），除籍（一般2）

会員拡大は JSA活動の中心である．JSAの影響力の増大は会員の拡大にかかっています．  
1ヵ月に1名，1年で12名以上の拡大を目標とします．ご協力ください．

## 4. 支部ニュース5月号発行以後の支部関連行事

5月15日（金）2014年度第13回幹事会

5月17日（日）第49回支部大会@キャンパスプラザ 6F 龍谷大サテライト

5月17日（日）2015年度第1回幹事会@キャンパスプラザ 6F 龍谷大サテライト

5月20日（水）第14回原発ゼロをめざす連続学習会@京都教育文化センター205号室

5月23日（土）第11回自然科学懇談会@京大楽友会館

5月30日（土）・31日（日）JSA第46回定期大会@中央大学・お茶の水

6月5日（金）2015年度第1回ワーキング会議

## <2014 年度財政報告>

### 2014年度一般会計収支決算

#### 収入の部

| 科 目   | 予算        | 決算        | 予算-決算    |                            |
|-------|-----------|-----------|----------|----------------------------|
| 前年度繰越 | 240,110   | 240,110   | 0        | 積算の根拠 (会員271名)             |
| 年度内会費 | 3,579,000 | 3,374,400 | 204,600  | 239名 * 14400円 = 3,441,600円 |
| 滞納会費回 | 374,400   | 319,200   | 55,200   | 1名 * 7,200円 = 7,200円       |
| 年度内購読 | 21,600    | 21,600    | 0        | 31名 * 4,200円 = 130,200円    |
| 前受金   | -164,000  | 171,600   | -7,600   |                            |
| 支部活動還 | 42,840    | 44,786    | -1,956   | 本部会費の2%                    |
| 本部からの | 34,000    | 34,000    | 0        | 支部ニュース補助, 活性化補助            |
| 特別会計よ | 0         | 300,000   | -300,000 | 特別会計より借り入れ                 |
| 機器使用料 | 15,000    | 70,000    | -55,000  | 紙折り機新規購入, 国土研負担分           |
| 雑収入   | 50,000    | 34,977    | 15,023   | パンフ売り上げ, 会場カンパ, 旧機払い下げ     |
| 寄付    | 120,000   | 85,960    | 34,040   | 若手カンパなど                    |
| 小計    | 4,072,840 | 4,456,523 | -383,683 |                            |
| 合 計   | 4,312,950 | 4,696,633 | -383,683 |                            |

#### 支出の部

| 科 目    | 予算        | 決算        | 予算-決算    |                        |
|--------|-----------|-----------|----------|------------------------|
| 本部会費   | 2,099,160 | 2,149,700 | -50,540  | 12ヶ月分の2%引き             |
| 誌代     | 10,800    | 10,800    | 0        | 読者3名分の全国への支払い          |
| 機関誌費   | 30,000    | 23,480    | 6,520    | 印刷用紙                   |
| 研究活動費  | 100,000   | 117,990   | -17,990  | 会場費, 講師謝礼, 参加補助        |
| 分会活動費  | 80,000    | 78,500    | 1,500    | 分会活動の会場費, 講師謝礼         |
| 運動費    | 35,000    | 33,100    | 1,900    | 協賛団体への分担金              |
| 事務費    | 90,000    | 136,034   | -46,034  | 事務用品, コピー使用料, ニュース発行補助 |
| 印刷機費   | 150,000   | 174,348   | -24,348  | 印刷機リース代, インク代, マスター代   |
| 通信費    | 250,000   | 309,278   | -59,278  | 機関紙誌の郵送料, メール便代        |
| 交通費    | 10,000    | 0         | 10,000   | 支部派遣者の旅費               |
| 払込料    | 35,000    | 32,904    | 2,096    | ゆうちょ払込手数料など            |
| 電話料    | 120,000   | 99,262    | 20,738   | インターネット使用料を含む          |
| 水光熱費   | 50,000    | 52,341    | -2,341   |                        |
| 家賃     | 480,000   | 515,970   | -35,970  | 契約更新料の計上ミス             |
| 人件費    | 0         | 0         | 0        |                        |
| 支部活動費  | 400,000   | 440,360   | -40,360  | 幹事会, ニュース発送の日当, 交通費    |
| 雑費     | 50,000    | 34,145    | 15,855   | パンフ上納金, 火災保険           |
| 若手活動費  | 120,000   | 121,700   | -1,700   | 若手学校への旅費補助, 執筆手当       |
| 予備費    | 202,990   | 140,000   | 62,990   | 紙折り機新規購入               |
| 小計     | 4,312,950 | 4,469,912 | -156,832 |                        |
| 次年度繰越金 |           | 226,721   |          |                        |
| 合 計    |           | 4,696,633 |          |                        |

| 2014年度財務の現況       |            |           |           |           |           |           |           |           |
|-------------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                   |            | 2008年度    | 2009年度    | 2010年度    | 2011年度    | 2012年度    | 2013年度    | 2014年度    |
| 1. 一般会            | 総収入        | 5,052,796 | 4,313,225 | 4,191,910 | 4,675,038 | 4,297,467 | 4,016,094 | 4,156,523 |
|                   | 総支出        | 4,300,717 | 4,463,373 | 4,656,195 | 4,490,282 | 4,205,204 | 4,172,811 | 4,469,912 |
|                   | 繰越金        | 752,079   | 584,093   | 119,808   | 304,564   | 396,827   | 240,110   | 226,721   |
| 2. 特別会            | 総収入        | 1,217,515 | 1,217,515 | 1,217,515 | 1,215,000 | 865,000   | 865,000   | 715,000   |
|                   | 総支出        | 0         | 0         | 2,515     | 350,000   | 0         | 150,000   | 300,000   |
|                   | 繰越金        | 1,217,515 | 1,217,515 | 1,215,000 | 865,000   | 865,000   | 715,000   | 415,000   |
| 3. 資産現            |            |           |           |           |           |           |           |           |
|                   | 現金及び預金（一般） |           | 226,721   |           |           |           |           |           |
|                   | （特別        |           | 415,000   |           |           |           |           |           |
|                   | 小計         |           | 641,721   |           |           |           |           |           |
|                   | 会費等未収金     |           | 124,350   |           |           |           |           |           |
|                   | 会費前納金〈本部〉  |           | 178,700   |           |           |           |           |           |
|                   | 貸借保証金分担額   |           | 350,000   |           |           |           |           |           |
|                   | 合計         |           | 1,262,701 |           |           |           |           |           |
|                   |            |           | 1,294,771 |           |           |           |           |           |
| 4. 「現金及び預金」現在高の内訳 |            |           |           |           |           |           |           |           |
| 一般会               | 郵便振替口座     |           | 107,700   |           |           |           |           |           |
|                   | ゆうちょ総合口座   |           | 85,352    |           |           |           |           |           |
|                   | 京銀普通口座     |           | 4,295     |           |           |           |           |           |
|                   | 現金         |           | 29,374    |           |           |           |           |           |
|                   | 計          |           | 226,721   |           |           |           |           |           |
| 特別会               | 郵便定額       |           | 415,000   |           |           |           |           |           |
|                   | 総計         |           | 641,721   |           |           |           |           |           |

#### <2014年度財政報告の概要>

定期大会議案書から「財政報告」の部分を取り出して掲載しました。

収入はほぼ予算通りでしたが、支出において本部会費・事務費・通信費・家賃・支部活動費などが予算をかなり超過したために、実質 30 万円の赤字となり、特別会計から 30 万円を取り崩し、次年度繰越金 20 万円を捻出しました。

2015 年度予算計画においては、会費以外の収入（滞納会費回収・前受金・寄付金など）が見込めないもので、2014 年度よりも大幅な削減予算とならざるを得ませんでした。この予算でも次年度繰越金は 7 万円程度しか見込めないもので、諸経費の削減に努力する必要があります。

（財政担当幹事）

## 2015年度財政方針

### 2015年度一般会計予算案

#### 収入の部

| 科 目     | 14年度決算    | 15年度予算    | 2015-2014 |                            |
|---------|-----------|-----------|-----------|----------------------------|
| 前年度繰越   | 240,110   | 226,721   | -49,659   | 積算の根拠 (会員269名)             |
| 年度内会費   | 3,374,400 | 3,639,000 | 279,000   | 243名 * 14400円 = 3,499,200円 |
| うち 本部会費 |           | 2,167,200 |           | 1名 * 7,200円 = 7,200円       |
| うち 支部会費 |           | 1,471,800 |           | 3名 * 4,200円 = 12,600円      |
| 滞納会費回   | 319,200   | 124,350   | -194,850  | 6名 * 6,000円 = 36,000円      |
| 年度内購読   | 21,600    | 21,600    | 0         | 20名 * 4,200円 = 84,000円     |
| 前受金     | 171,600   | -171,600  | 0         | 会費の前払い                     |
| 支部活動還   | 44,786    | 43,344    | -1,442    | 本部会費の2%                    |
| 本部からの   | 34,000    | 34,000    | 22,000    | 支部ニュース補助, 活性化補助, 昨年と同額     |
| 特別会計よ   | 300,000   | 0         | -300,000  |                            |
| 機器使用料   | 70,000    | 20,000    | -50,000   | インク代・マスター代・修理代の折半          |
| 雑収入     | 34,977    | 30,000    | -4,977    | パンフ売り上げなどの臨時収入、会場カンパ       |
| 寄付      | 85,960    | 100,000   | 14,040    | 若手カンパなど                    |
| 小計      | 4,456,523 | 3,840,694 | -615,829  |                            |
| 合 計     | 4,696,633 | 4,067,415 | -629,218  |                            |

#### 支出の部

| 科 目   | 14年度決算    | 15年度予算    | 2015-2014 |                        |
|-------|-----------|-----------|-----------|------------------------|
| 本部会費  | 2,149,700 | 2,123,856 | -25,844   | 12ヶ月分の2%引き             |
| 誌代    | 10,800    | 10,800    | 0         | 読者3名分の全国への支払い          |
| 小計    | 2,160,500 | 2,134,656 | -25,844   |                        |
| 機関誌費  | 23,480    | 30,000    | 6,520     | 印刷用紙                   |
| 研究活動費 | 117,990   | 100,000   | -17,990   | 会場費, 講師謝礼, 参加補助        |
| 分会活動費 | 78,500    | 70,000    | -8,500    | 分会活動の会場費, 講師謝礼         |
| 運動費   | 33,100    | 30,000    | -3,100    | 協賛団体への分担金              |
| 事務費   | 136,034   | 100,000   | -36,034   | 事務用品, コピー使用料, ニュース発行補助 |
| 印刷機費  | 174,348   | 150,000   | -24,348   | 印刷機リース代, インク代, マスター代   |
| 通信費   | 309,278   | 250,000   | -59,278   | 機関紙誌の郵送料               |
| 交通費   | 0         | 10,000    | 10,000    | 支部派遣者の旅費               |
| 払込料   | 32,904    | 32,000    | -904      | ゆうちょ払込手数料など            |
| 電話料   | 99,262    | 100,000   | 738       | インターネット使用料を含む          |
| 水光熱費  | 52,341    | 53,000    | 659       |                        |
| 家賃    | 515,970   | 500,000   | -15,970   |                        |
| 人件費   | 0         | 0         | 0         |                        |
| 支部活動費 | 440,360   | 300,000   | -140,360  | 幹事会, ニュース発送の日当, 交通費    |
| 雑費    | 34,145    | 30,000    | -4,145    | 事務所共益費, パンフ上納金など       |
| 若手活動費 | 121,700   | 100,000   | -21,700   | 若手学校への旅費補助, 執筆手当       |
| 予備費   | 140,000   | 77,759    | -62,241   |                        |
| 次年度繰越 | 226,721   | 0         | -226,721  |                        |
| 小計    | 2,536,133 | 1,932,759 | -603,374  |                        |
| 合 計   | 4,696,633 | 4,067,415 | -629,218  |                        |

